

# アンケート調査概要

## 【調査目的】

静岡市においてウォーターPPP等の官民連携手法の導入を検討するにあたり、民間事業者から広く意見・要望等を収集し、今後の導入可能性検討等を進めていく上での参考とするため。

## 【調査方法】

関連事業者に個別案内を行うとともに、静岡市ホームページに掲載

## 【調査期間】

2024年11月29日（金）から12月23日（月）16時まで

## 【回答者数】

59社

## 【注記】

質問項目のうち、複数回答可としているものについては、集計した回答数が回答者数と一致しない。

パーセンテージ標記のあるものについては、小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%と一致しないことがある。

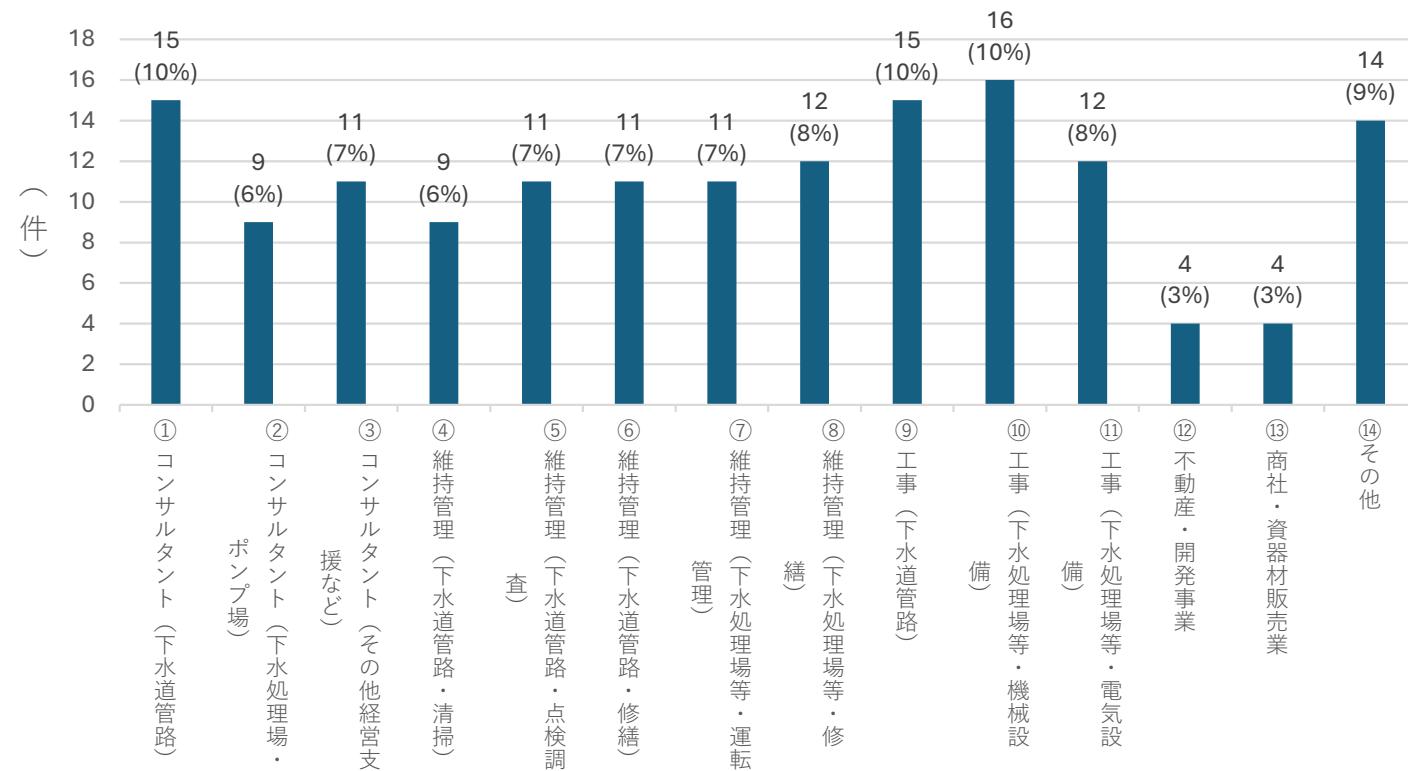
# No.0 貴社の業種に関する質問

## 【質問0-1】

貴社の主たる事業としてはまるものご回答ください（複数回答可）

調査依頼段階から、業種を絞らず幅広く業者を選定し、幅広い業種から回答を回収することができた。

0-1：回答者の主事業



# No.0 貴社の業種に関する質問

⑯その他として、以下の回答があった。

## その他の回答内容（一部抜粋）

- ・総合建設業
- ・工事全般
- ・製造業
- ・デジタルソリューションの提供
- ・GIS台帳システムの導入、管理
- ・下水道台帳整備、システム構築
- ・下水道関連機械及びバルブ・ゲート製品の製造販売
- ・化学薬品販売事業

# No.1

## 静岡市公共下水道事業への官民連携へのご关心等に関する質問

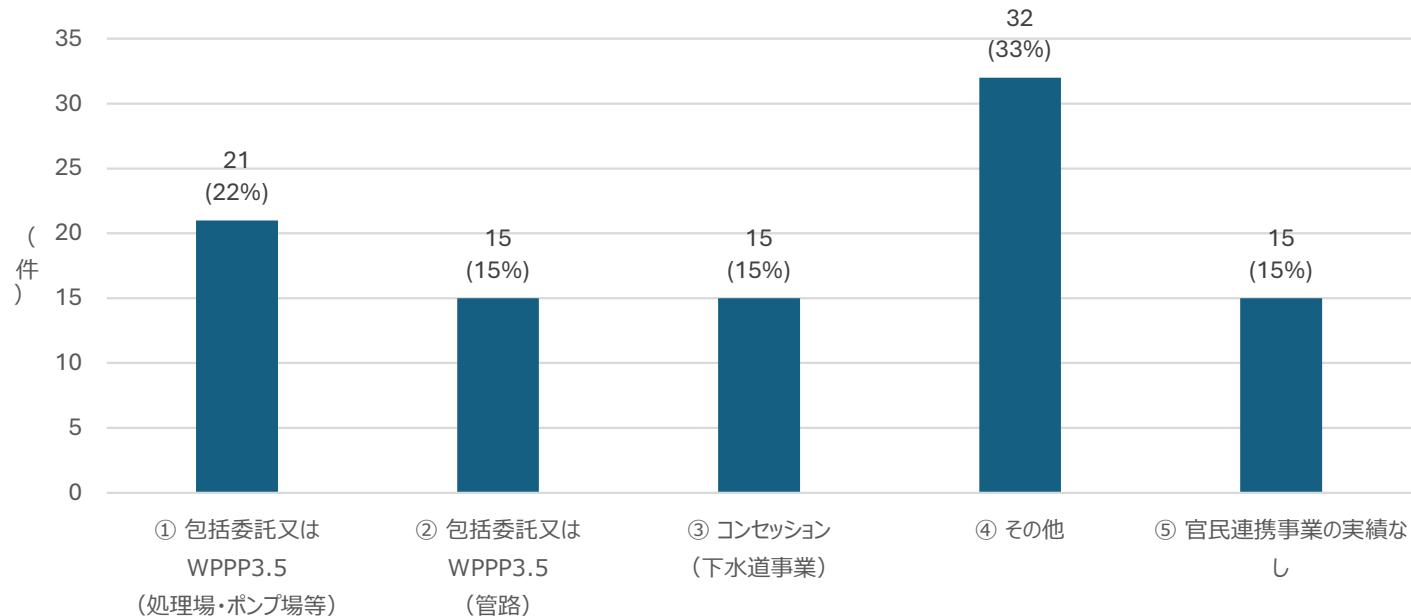
### 【質問1-1】

静岡市又は他の都道府県・市町村における官民連携事業の受注又は応札実績について、ご回答ください  
(複数回答可)

受注・応札実績については、以下のとおりであった。

④その他として、市外・県外での下水道事業の個別契約における受注実績や、水道事業に関する実績についての回答を中心に32件（33%）の回答があった。

1-1：受注・応札実績



# No.1

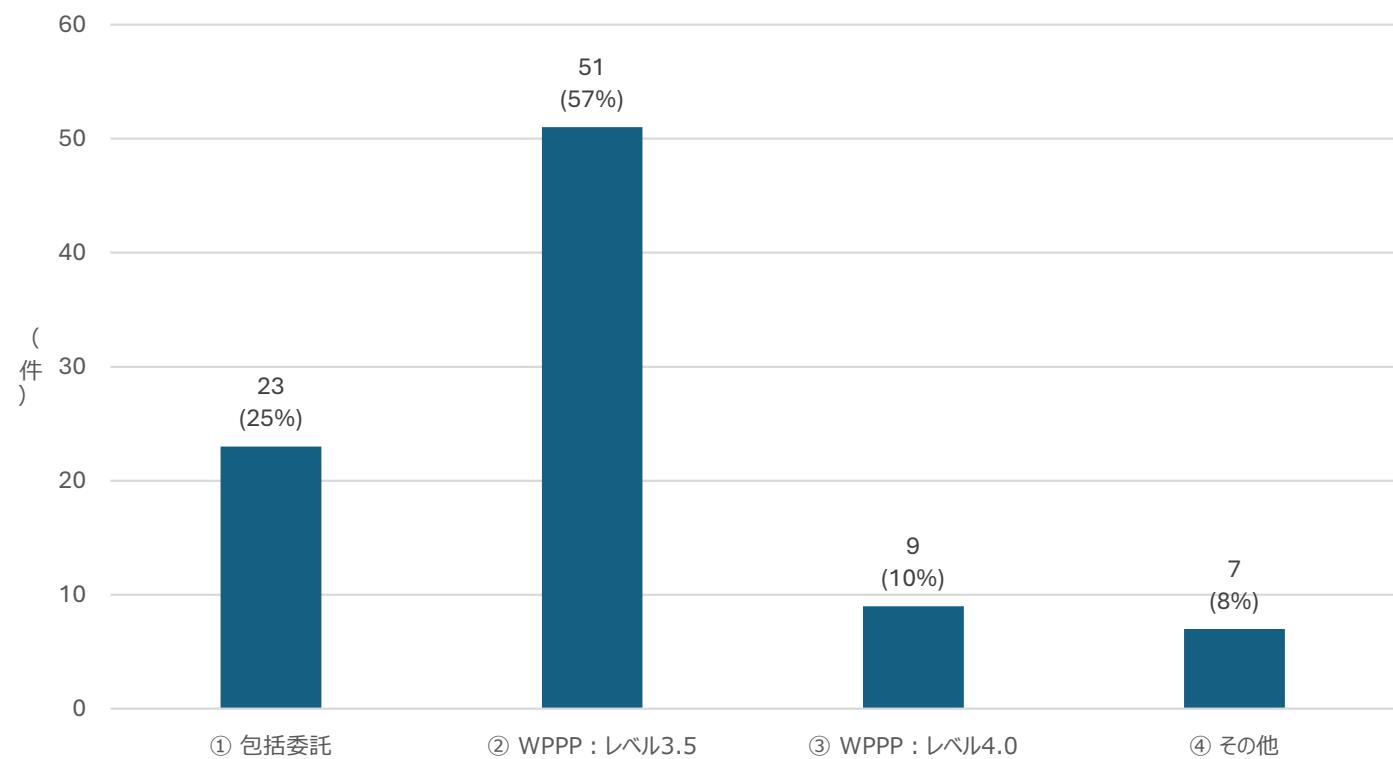
## 静岡市公共下水道事業への官民連携へのご关心等に関する質問

### 【質問1-2】

静岡市が公共下水道事業に導入する官民連携手法として適當とお考えになる方式について、お答えください（複数回答可）

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）での実施を適當とする回答が最も多かった。

1-2：適當と考える官民連携手法



## No.1

### 静岡市公共下水道事業への官民連携へのご关心等に関する質問

④その他として、以下の回答があった。

#### 他の回答内容（一部抜粋）

- ・BT+コンセッション方式
- ・DB,DBM,DBO
- ・従来方式（個別一般競争入札）
- ・発注者、市内業者の双方の技術が継承できる手法があれば検討をお願いしたい。
- ・判断がつかない

# No.1

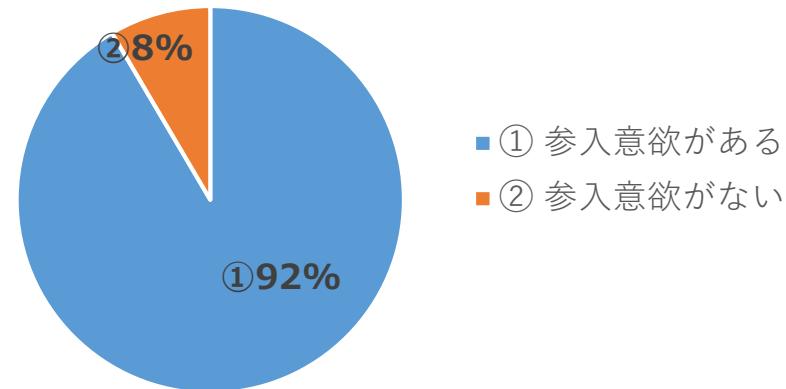
## 静岡市公共下水道事業への官民連携へのご关心等に関する質問

### 【質問1-3】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、当該ウォーターPPPへの参入意欲についてお答えください（単一回答）

「参入意欲がある」との回答が9割超を占めた。

1-3 : WPPPへの参入意欲



# No.1

## 静岡市公共下水道事業への官民連携へのご关心等に関する質問

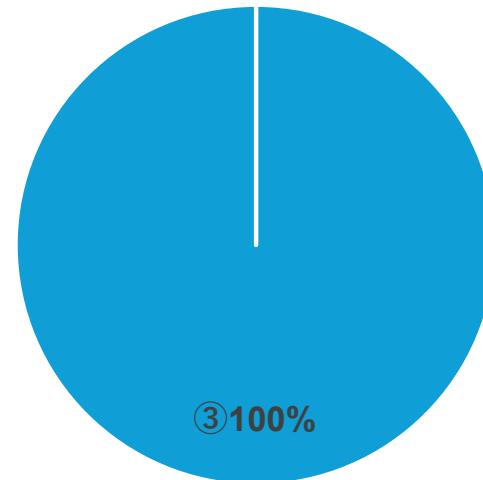
【質問1-4】

「参入意欲がない」理由について教えてください。（単一回答）

1-3で「参入意欲がない」と回答した理由について、いずれも「静岡市のウォーターPPPに関する心はあるが参入には懸念がある」との回答があった。

具体的な懸念事項については、4-2で回答を得た。

### 1-4：参入意欲がない理由



- ① WPPP全般に関心がない
- ② 静岡市のWPPPに関心がない
- ③ 静岡市のWPPPに関心はあるが参入には懸念がある
- ④ その他

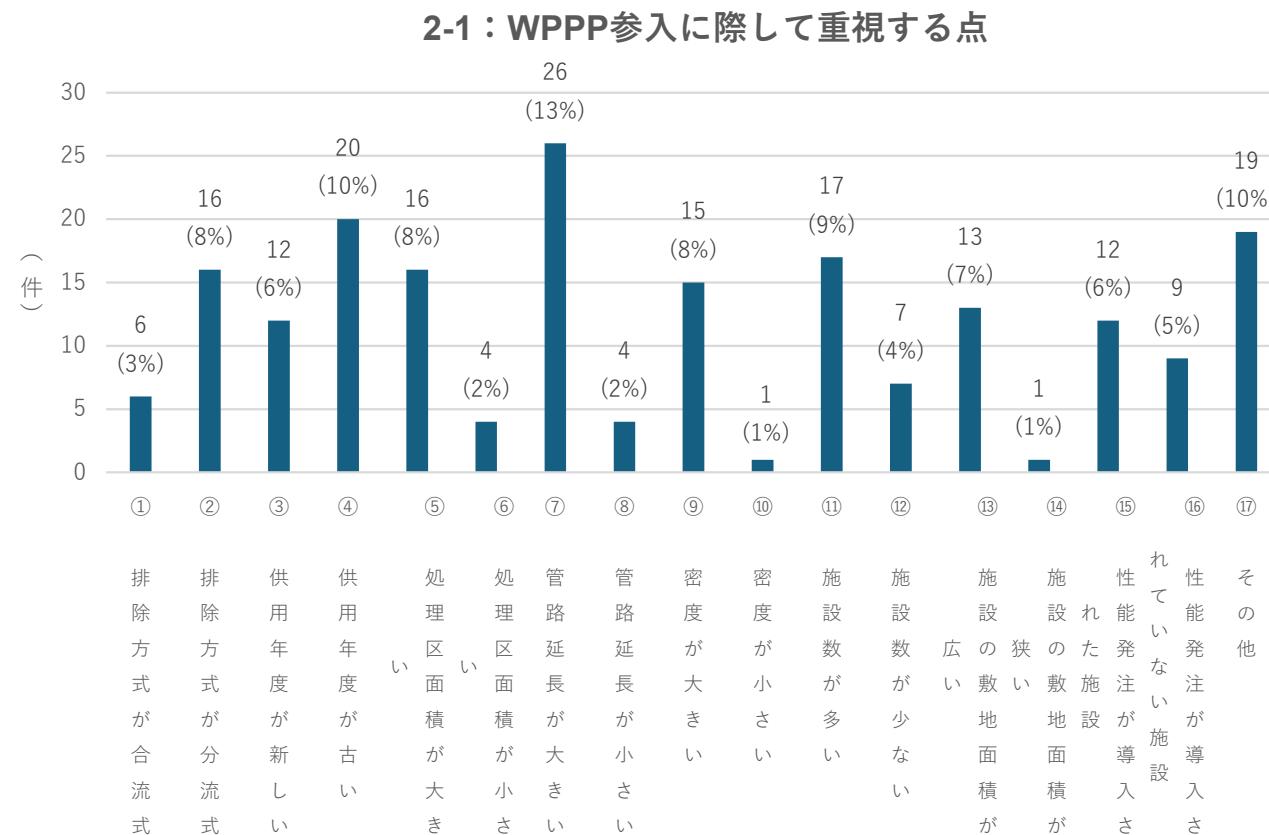
## No.2

# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

### 【質問2-1】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、貴社の参入のしやすさなどの観点から、ウォーターPPPの対象として重視する点について、お答えください（複数回答可）

管路延長や供用年度の項目が比較的多く重視する点として挙げられた。



## No.2

### 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

⑯その他として、以下の回答があった。

#### その他の回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
事業規模等	<ul style="list-style-type: none"><li>・予算、事業規模</li><li>・適切な統括管理業務の設定と費用の積み上げ</li></ul>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・処理場、ポンプ場などの施設系設備が含まれていること</li><li>・当社既設の処理場が対象となると参入の検討がしやすい</li><li>・対象施設が当社の受託実績と関連すること</li><li>・当社納入機器の有無</li></ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・処理場、ポンプ場等の統合による新設計画があること</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間の創意工夫發揮の余地が大きい</li><li>・SPCの組成を必須条件としないこと（JVによる参入が可）</li><li>・判断ができない</li></ul>

No.2

# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

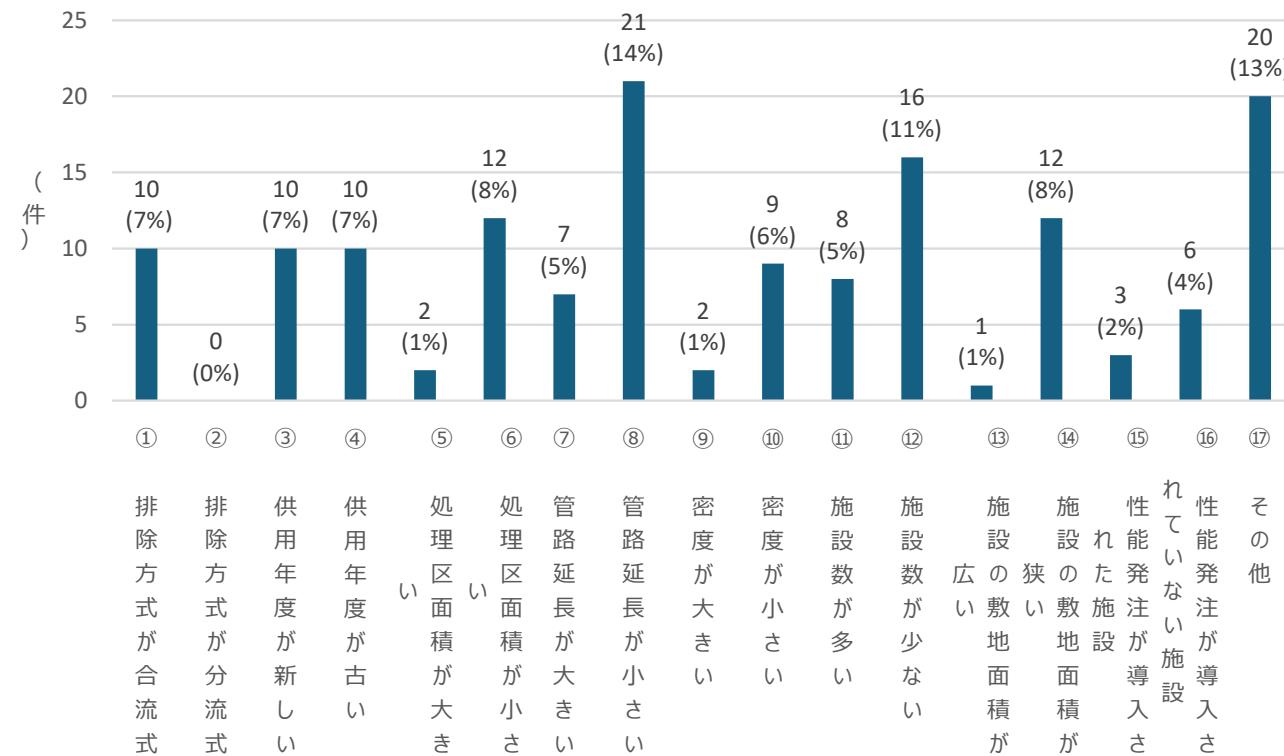
## 【質問2-2】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの対象として貴社の参入の支障や事業の魅力の低下につながると考えられる要素について、お答えください（複数回答可）

(複數回答可)

2-1では、管路延長が大きいことや施設数が多いことなどを重視するとの回答が寄せられており、概ね2-1における回答内容との裏返しと見受けられる。

## 2-2: WPPP参入の支障要素



## No.2

### 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

⑯その他として、以下の回答があった。

事業規模が小さく採算がとれないことや、管路系設備が対象施設として含まれることへの懸念の声が複数挙げられた。

#### 他の回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
事業規模等	<ul style="list-style-type: none"><li>・予算、事業規模等</li><li>・将来人口減、物価高騰等による採算性</li><li>・適切な統括管理業務の設定と費用の積み上げがない場合</li><li>・貴市は規模が相当大きいので、対象区域を分割するなど事業スキーム次第</li></ul>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・他社既設の処理場が対象になった場合は判断がしにくい</li><li>・当社納入機器の実績が無い</li><li>・共用年度開始からあまりにも更新を実施していない地区は更新優位で展開して行くため、維持管理の中で行う更新というW-PPPの良点を超えた更新となることが想定される</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間の創意工夫発揮の余地が小さい。契約期間が長期間となる場合</li></ul>

## No.2

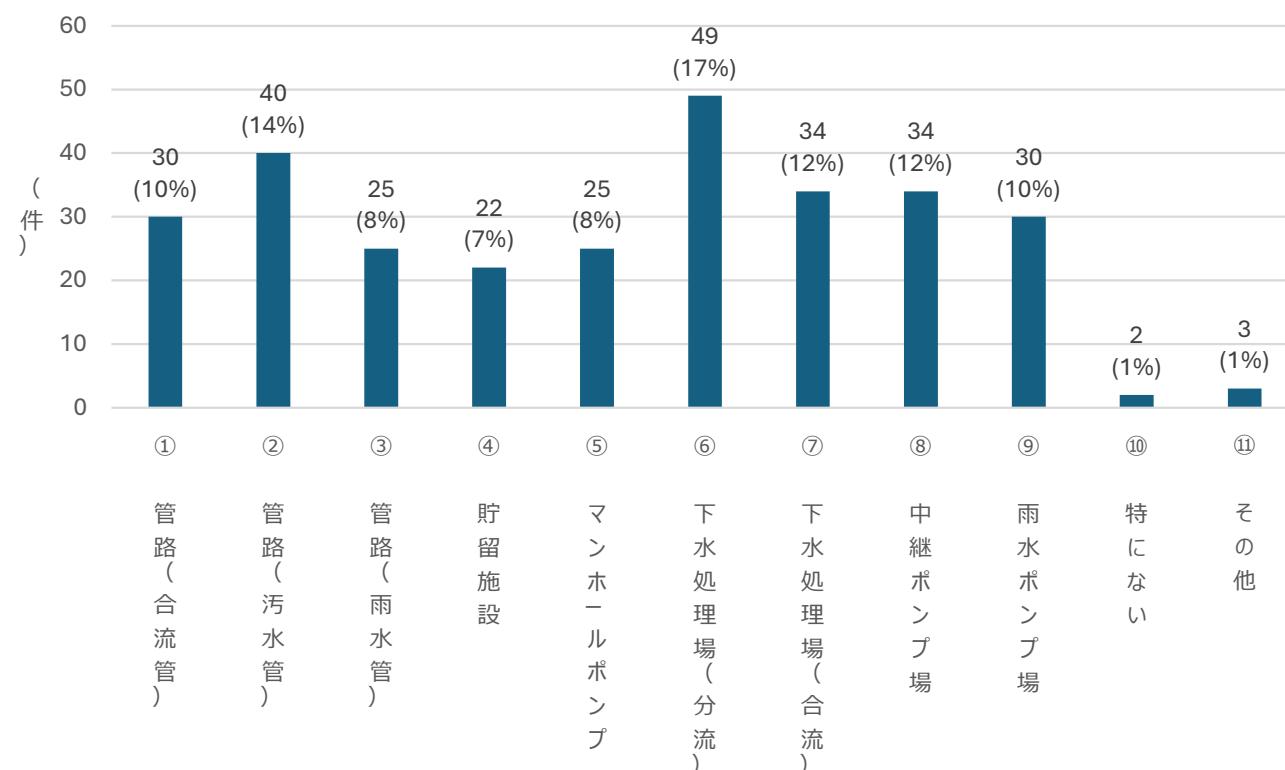
# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

### 【質問2-3】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの導入対象とすることが望ましいとお考えになる施設について、お答えください  
(複数回答可)

下水処理場（分流）の割合が最も多かった。

2-3：WPPPの対象とすることが望ましい施設



## No.2

### 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

⑪その他として、以下の回答があった。

#### 他の回答内容（一部抜粋）

- ・遠方監視設備
- ・管路老朽化も進んでいるとの事なので、対処方法を検討したい
- ・地元管工事との連携等
- ・管きょ中心とならず、マンホール蓋、マンホールも適切な維持管理が為されること

## No.2

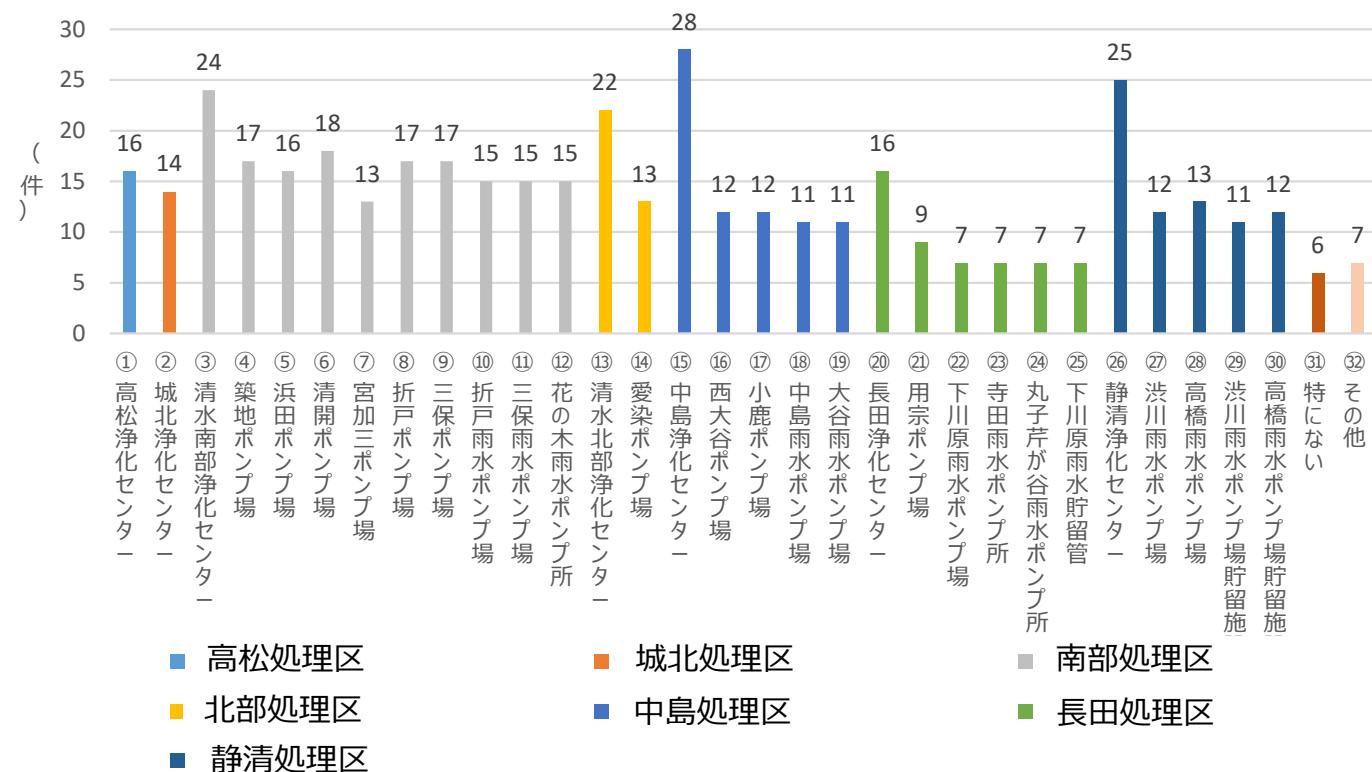
# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

### 【質問2-4】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの導入対象とすることが特に望ましいとお考えになる個別の施設について、お答えください（複数回答可）

中島浄化センターをWPPPの導入対象とすることが望ましいとの回答が最も多く、次いで静清浄化センター、清水南部浄化センターの順となった。

2-4 : WPPP対象とすることが望ましい個別施設



## No.2

### 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

③その他として、以下の回答があった。

#### 他の回答内容（一部抜粋）

- ・管路施設と処理場・ポンプ場施設の分離方式
- ・分流式等の雨天の影響を受けにくい施設を選定し、段階的に拡大することを推奨
- ・小さい施設から導入し、検証してもらいたい
- ・処理区の数は絞っていただく方がベター
- ・判断できない

## No.2

# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

### 【質問2-5】

2-3,2-4の望ましい施設について、選択した理由やご意見がありましたらご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
対象業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・受託実績のある施設であるため</li><li>・業務内容や技術等に合致する</li></ul>
対象処理区	<ul style="list-style-type: none"><li>・大幅な予算の変動が少ない処理区</li><li>・全域は範囲が広くなりすぎるため、東側の3処理区を対象とすることが適当と考える</li><li>・中島処理区においては一定の事業規模があり施設数が多いため、民間事業者として様々な工夫を発揮する余地は十分にあるため、メリットが創出できると考える</li><li>・中島処理区：供用開始が比較的新しいうえ、設備は段階的に更新されている。また、水処理、汚泥処理（焼却含む）、雨水ポンプ施設等、全ての設備を備えていることより、今後のベンチマークとなり得る</li></ul>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・一部分の施設ではなく、可能な限り多くの施設を含むほうが、より一体的で効率的な運営をすることで民間の創意工夫を活かすことができると考える</li><li>・供用年度が長い箇所において、古い機械が多い場合は、運転のノウハウ等も複雑となる可能性もあり、設備更新を合わせて計画いただき、ウォーターPPPにより民間の運転ノウハウを活かせるのでは</li><li>・静岡市として技術伝承を図るため、直営は残すべきでは？との観点から、合流式の処理場のどれか1つは直営、他は官民連携がよいのでは</li></ul>

## No.2

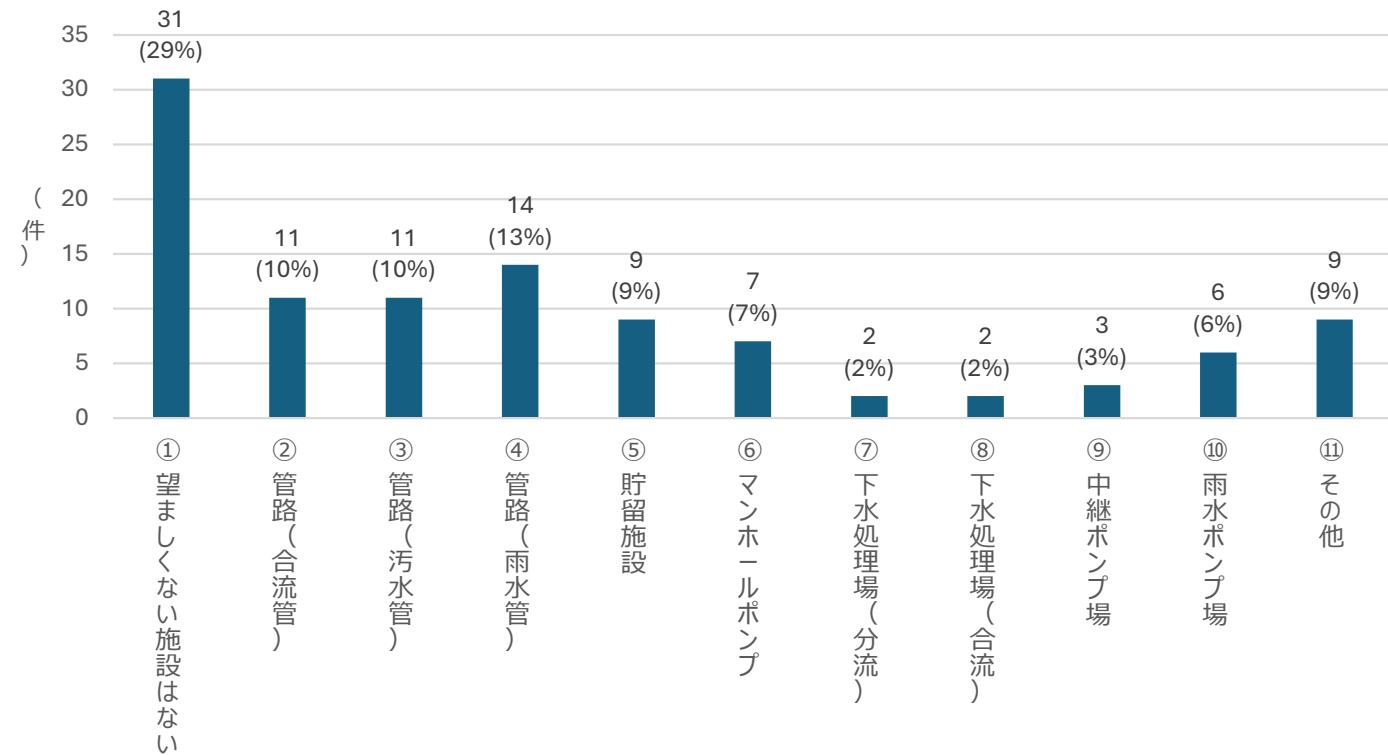
### 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

#### 【質問2-6】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの導入対象とすることが望ましくないとお考えになる施設について、お答えください  
(複数回答可)

「望ましくない施設はない」との回答が最も多かった。

2-6 : WPPPの対象とすることが望ましくない施設



## No.2

### 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

⑪その他として、以下の回答があった。

#### 他の回答内容（一部抜粋）

- ・管路施設以外の業務経験がないため対応不可
- ・雨水ゲート設備等
- ・老朽化が著しくリスク分担が不明確になる施設
- ・判断できない

No.2

# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

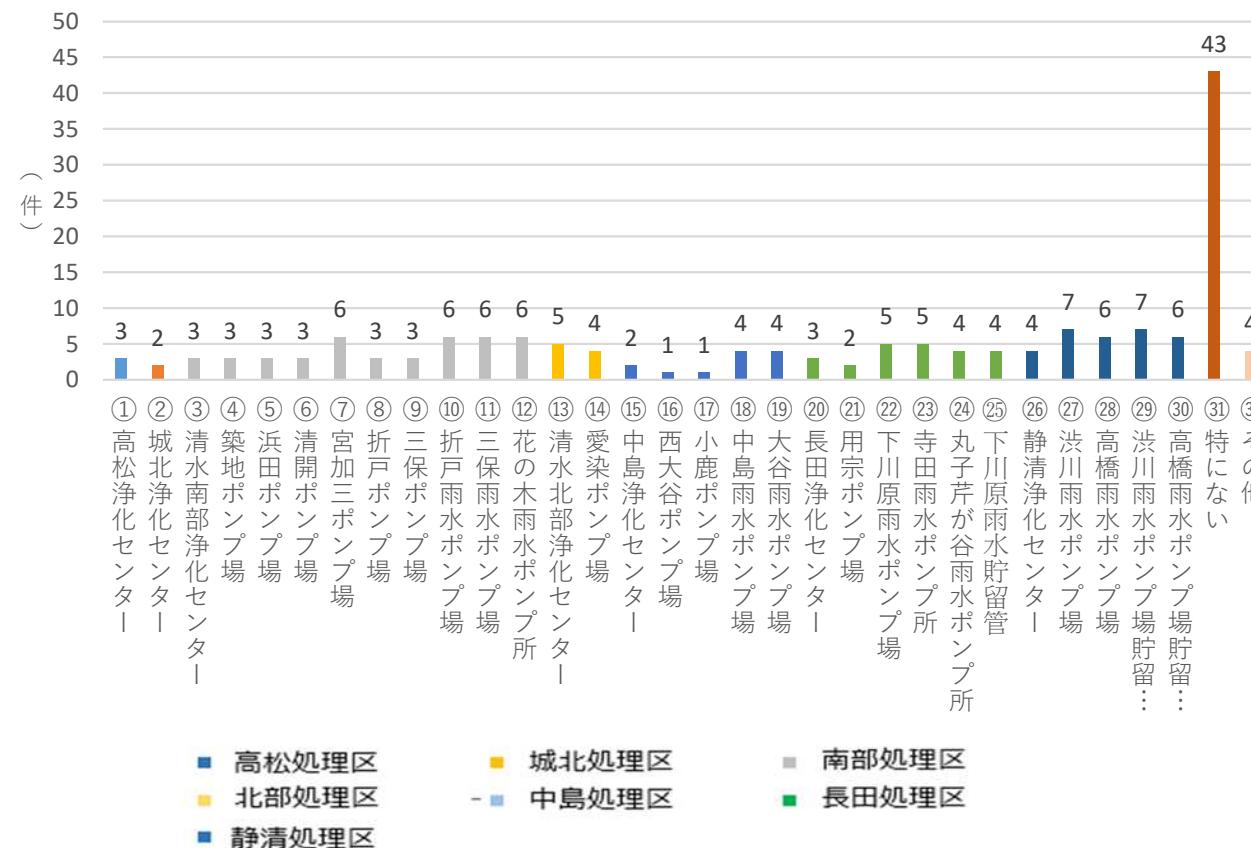
### 【質問2-7】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの導入対象とすることが特に望ましくないとお考えになる個別の施設について、お答えください（複数回答可）

望ましくない個別施設はないとの回答が最も多かった。

また、③その他として、現時点では判断ができない旨の回答があった。

## 2-7: WPPP対象とすることが望ましくない個別施設



## No.2

# 静岡市公共下水道事業へのウォーターPPP導入に関する質問

### 【質問2-8】

2-6,2-7の望ましくない施設について、選択した理由やご意見がありましたらご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
対象業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・弊社の取り扱い技術・サービスを活かすことが難しいため</li></ul>
対象処理区	<ul style="list-style-type: none"><li>・高松・城北処理区：供用開始が古く、躯体等の問題も懸念される為。南部・北部・静清処理区：想定を超える豪雨のが頻繁に起こり、被害が出ている。住民生活への影響が大きいえに対応が難しい。下水道事業のみでは対策は不可である</li><li>・高松処理場は改築更新のための敷地余地なし</li></ul>
対象施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・重要なインフラ設備であり、受注者の運営方針によっては、価格重視となり施設の品質維持などに影響が出てしまう可能性があるため</li><li>・雨水貯留設備はLCCの提案不能</li><li>・管路施設においては、弊社単独で対応出来る体制が整っておらず、知見も少ないという事情がある。また、処理施設と管路施設を一括発注することによる維持管理上のメリットは、限定的と考える</li><li>・雨水ポンプ場に関しては維持管理上、官民のリスク分担が難しいと考えるため</li></ul>

# No.3

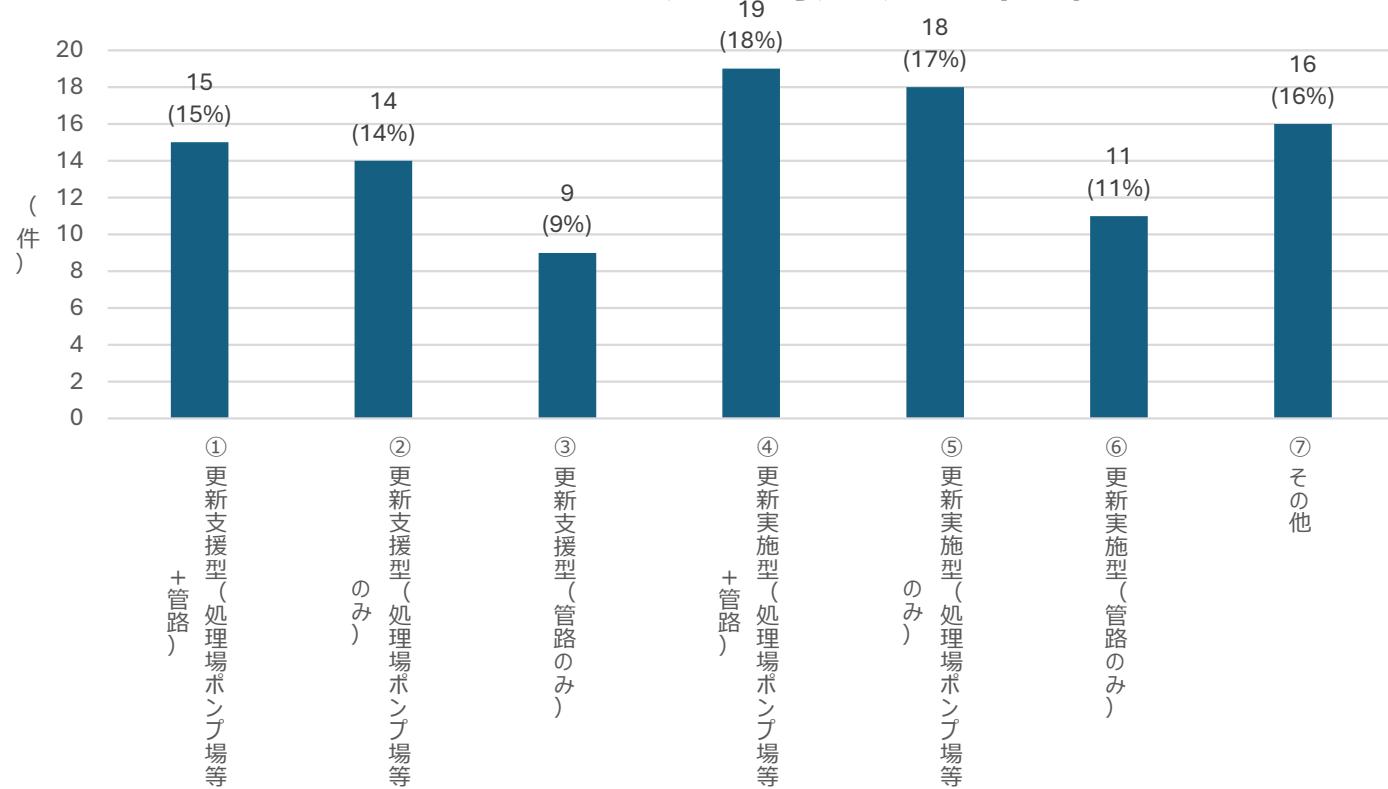
## 対象業務に関する質問

### 【質問3-1】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの対象として、適當とお考えになる対象施設及び業務範囲（更新支援型又は更新実施型）について、お答えください（複数回答可）

いずれの対象施設においても、更新実施型が更新支援型を、若干、上回った。

3-1：WPPP対象として適當と考える施設・業務範囲



## No.3 対象業務に関する質問

⑦その他として、更新支援型及び更新実施型を、対象施設の範囲によって組み合わせた内容の回答が多く見受けられた。具体的には、

更新支援型（管路施設） + 更新実施型（処理場・ポンプ場）との回答が8件、

更新実施型（管路施設） + 更新支援型（処理場・ポンプ場）との回答が3件寄せられた。

### 他の回答内容（一部抜粋）

- ・更新支援型（管路施設） + 更新実施型（処理場・ポンプ場）
- ・更新実施型（管路施設） + 更新支援型（処理場・ポンプ場）
- ・コンセッション方式
- ・BT + コンセッション方式
- ・アセットマネジメントを構成するヒト・モノ・カネの内、貴市が特に重要視するもの次第と考える。ヒトなら実施型のいずれかになるのでは

# No.3

## 対象業務に関する質問

### 【質問3-2】

3-1で対象範囲として選択した理由について、ご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

更新支援型	<ul style="list-style-type: none"><li>・更新実施型で導入した場合、地元企業の受注機会が減少する為</li><li>・改築工事を含めると業務が多岐に渡ることになり、事業運営がより煩雑となり、最初に事業化するにあたっては支援型でスターとすることが望ましい</li><li>・既存施設の維持管理状況、健全度も踏まえて、まずは更新支援型として事業を開始し、施設劣化状況（優先度）を踏まえた最適な更新計画を策定することが望ましい。更新実施型の場合、公募前の要求水準策定に基本設計レベルの検討が必要なことや、更新実施の対象施設の選定に相当なリースが必要と考える。また、事業範囲によっては事業者の参入障壁になることも考えらる。民間ノウハウを反映しながら更新支援型として効率的に長期更新計画を策定することが管理と更新の一体マネジメントの観点からも望ましい</li></ul>
更新実施型	<ul style="list-style-type: none"><li>・支援型では利益が出ず取組ベースとならないため</li><li>・更新実施型の方がLCCを意識した計画がなされるため</li><li>・民間にとってLCC提案意欲と受注内容がリンクしている（管路は地元の受注機会に配慮）</li><li>・更新実施型でストックマネジメント事業全体を事業に組み込んだ方がより良いと思われる。また改築事業の導入は参画意欲の向上につながる</li><li>・技術の活用範囲が広がり、プロフィットシェア等も作り易くなることが想定されるため</li></ul>

# No.3

## 対象業務に関する質問

### 【質問3-2】

3-1で対象範囲として選択した理由について、ご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

複合型	<ul style="list-style-type: none"><li>管路については支援型の方が、予算が少なくて済むと思われる為</li><li>管路は地元企業を配慮した更新支援型とし、処理場等は実施型または支援型のどちらでも対応可能と考える。なお、管路施設についても地元企業の対応によっては更新実施型も可能と考える</li><li>管路について、更新実施型の場合は改築の占める割合が維持管理に比べ、大きくなりすぎると思われる為、支援型が適していると思われる</li><li>管路に関しては、管路内の状態や配管網の特性等を把握することに時間を要すため、段階的な性能発注への移行が必要と考える。また、更新実施型とする場合、改築の占める割合が維持管理に比べて大きくなることが懸念点となる。よって、管路に関しては更新支援型が望ましいと考える。柔軟な制度設計をご検討いただきたい</li></ul>
その他	<p>(コンセッション)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>将来の下水道事業を見据え、利用料金収受まで含めた、より広い業務範囲、より長い期間での事業を行うことで、民間の創意工夫を活かすことが出来ると考える</li><li>管路施設についてはリスクが大きいため、対象外としていただきたい</li><li>いきなり全てはリスクが高く、まずは管路（将来の補助金対象条件としても）を対象として検討した方が良いかと考える</li></ul>

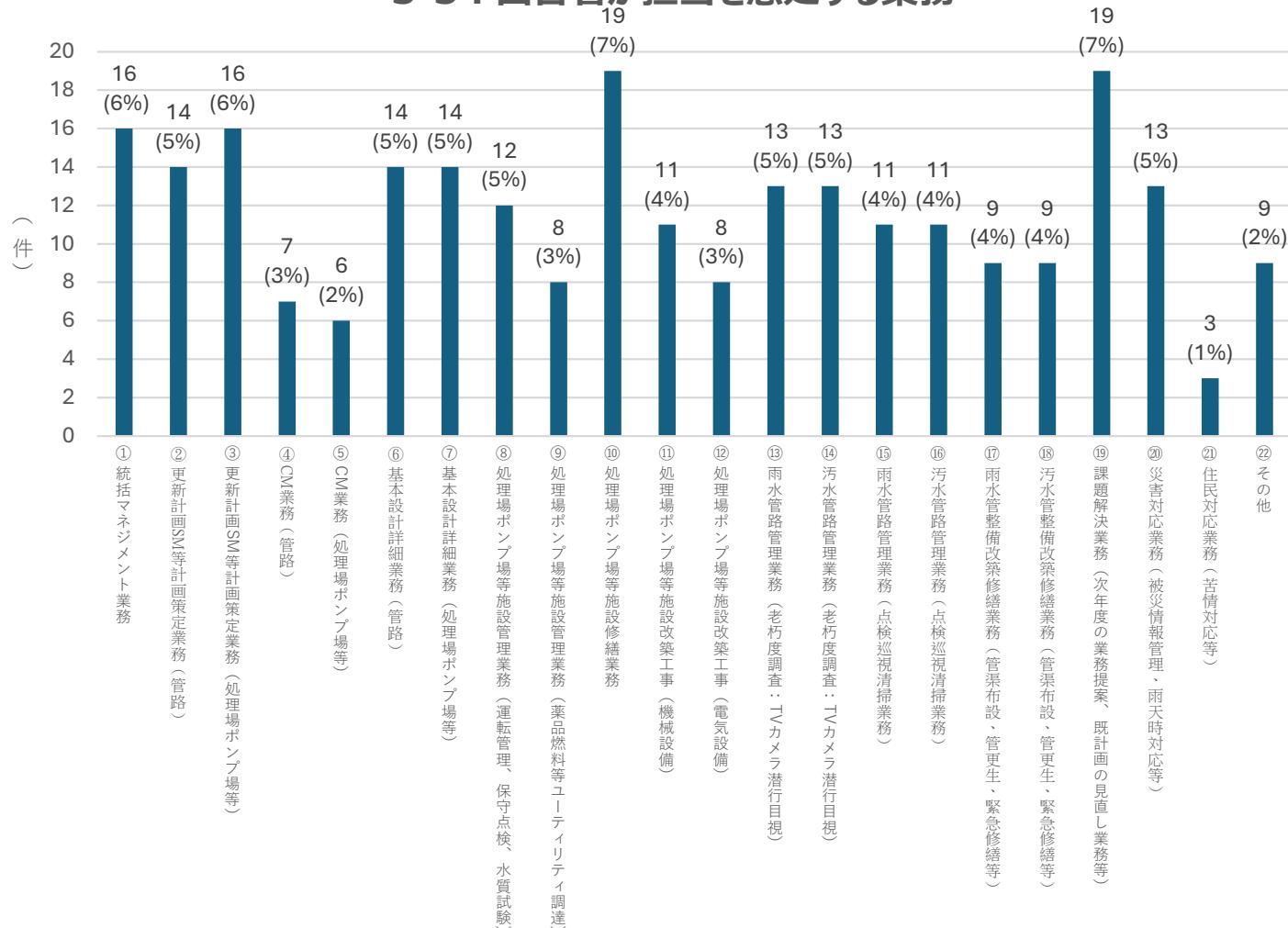
# No.3

## 対象業務に関する質問

### 【質問3-3】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、貴社が担当を想定している業務についてお答えください（複数回答可）

### 3-3：回答者が担当を想定する業務



## No.3 対象業務に関する質問

②その他として、以下の回答があった。

### その他の回答内容（一部抜粋）

- ・施設建設業務
- ・情報管理業務
- ・DXソリューション活用による効率化、省人化
- ・マンホールポンプの遠方監視業務・修繕
- ・電気設備分野における設計、建設工事、維持管理業務
- ・管更生工事の材料供給

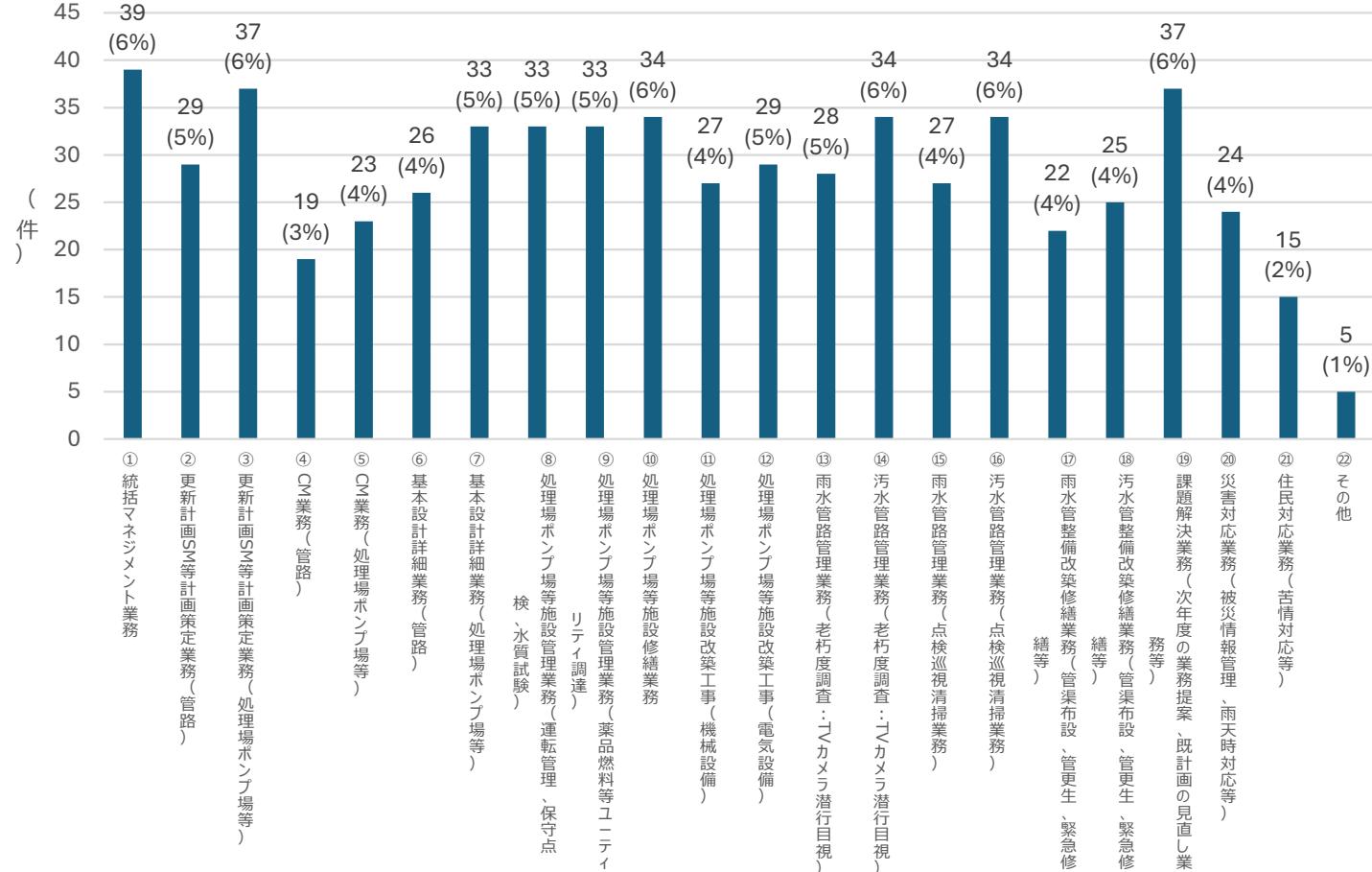
# No.3

## 対象業務に関する質問

### 【質問3-4】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの対象とすることが望ましいとお考えになる業務について、お答えください（複数回答可）

### 3-4 : WPPPの対象とすることが望ましい業務



## No.3 対象業務に関する質問

②その他として、以下の回答があった。

### その他の回答内容（一部抜粋）

- ・施設更新・建設業務
- ・改築修繕の内緊急修繕
- ・情報管理業務
- ・DXソリューション活用による効率化・省人化

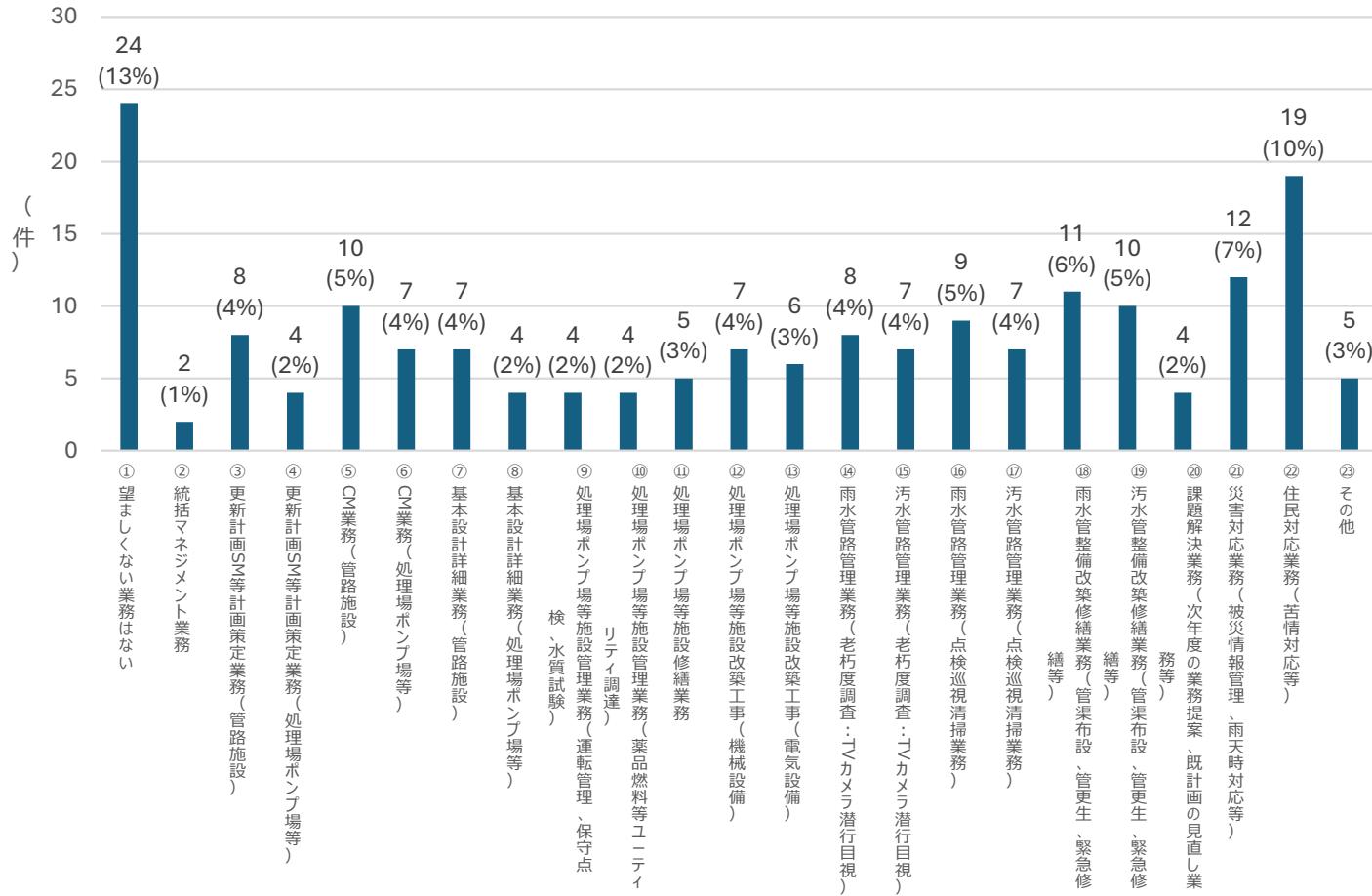
# No.3

## 対象業務に関する質問

### 【質問3-5】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの対象とすることが望ましくないとお考えになる業務について、お答えください（複数回答可）

### 3-5：WPPPの対象とすることが望ましくない業務



## No.3 対象業務に関する質問

②③その他として、以下の回答があった。

### その他の回答内容（一部抜粋）

- ・統括、管理、計画部門と実際の作業（設計、工事等）を分けて検討をお願いしたい
- ・管路の老朽度調査と施設管理のみならば適切だが調査しつつ管改築修繕は評価困難
- ・処理場やポンプ場につきましては事業範囲外のため、参画は困難
- ・リスク分担を明確化し、官と民の対応すべき事項を明確化することが望ましい

# No.3

## 対象業務に関する質問

### 【質問3-6】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPの対象とする業務について、ご意見がありましたらご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
事業スキーム	<ul style="list-style-type: none"><li>・処理場等を更新支援型とする場合においては、官側の目線ではWPPPとしての実施ハードルが下がるもの、工事発注が通常の公共発注となることから、当社のようなエンジニアリング企業にとっては自社技術の導入ハードルが上がることやSPCがCM業務に携わることで、株主企業が公平性の観点から参加しづらくなること等の懸念があり、参加意欲は必然的に低くなると考える。ただし、管路においては更新支援型からの段階的な移行が重要と考える</li><li>・仮に処理場と管路を一体で実施する場合、両者の連携について経験がなく想像がつかない。それぞれに責任者を置き、さらに両者を統括する技術者を配置するなどの検討をお願いしたい</li></ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対応と住民対応は市内での統一感は必要。特に災害対応は規模にもよるが、各種協定に基づく対応や各団体との調整はそぐわない</li><li>・住民対応業務のうち、窓口業務については市にて対応していただき、その後の対応については民間にて行うほうが望ましいと考える。市にて受付することで住民の意識として、自治体がしっかりと管理を行っていると受け止められるものと考える</li><li>・災害対応におけるコンサルタントの役割と緊急調査の出動規定等については、事前に明確にしていただきたい</li><li>・CM業務が事業内に含まれる場合、次期発注時において機器納入・建設企業として参入することができなくなる可能性があるため、更新計画策定とCM業務は分離頂くことを希望する</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・分かりやすい説明会を実施して欲しい。WPPPについての説明動画がいつでもネットで見れる等</li></ul>

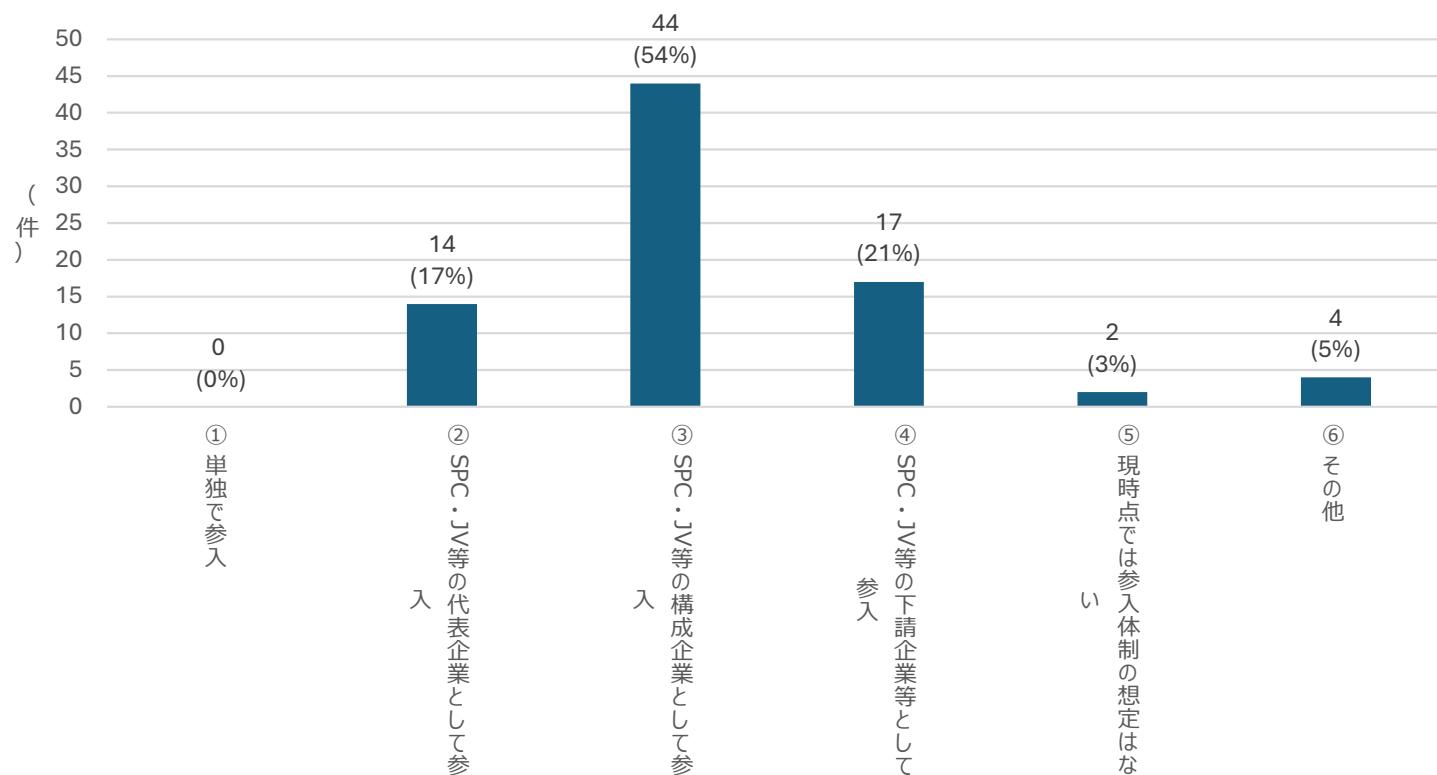
## No.4 参入体制等に関する質問

### 【質問4-1】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、想定する体制についてお答えください

単独で参入することを想定する事業者ではなく、SPCやJVを組み、その構成企業の一つとして参入するとの回答が最も多かった。  
また、⑥その他として、現時点では判断ができない旨の回答があった。

4-1：想定する体制



## No.4 参入体制等に関する質問

### 【質問4-2】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPへの参入にあたって、懸念される事項や不安な点、条件などがありましたらご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
参入企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術者不足による更新工事の進捗遅延が懸念される</li><li>・参加形態はコンソーシアムと考えるが、地元企業の参加を必須とするか、必須とする場合の条件などが早い段階で開示していただきたい</li><li>・構成企業が多くなると、統率が取りにくくなる懸念がある</li><li>・静岡市発注工事で、委託業務や改築工事等を受注し、企業経営している事業者がいる為、地元企業を優遇するような、参入条件や入札条件にしていただきたい</li><li>・参加体制については一つに限定せず、SPC、JVなど複数の選択肢から民間側が選べるようにすることで、市側にとってもより良い競争環境が形成できると考える</li><li>・市内企業への発注額を評価項目にしていただき、市内企業の参入に関しては、コンソーシアムへの参加を条件とせず事業者に任せいただきたいと考える</li><li>・SPC必須でなくコストや運営の容易性の為にJV参入を認めてほしい。同時に年度出来高支払いを受けられれば資金調達コストも削減され一層静岡市のメリットとなる</li><li>・提携候補先（異業種）が見つかるか不安且つ実現できるか懸念点あり。またSPC設立は法的手続きや初期費用がかかるため、取組むハードルが高い</li><li>・WPPP導入により、多くの地域企業が事業に興味を示すことと想定されるが、事業スキーム次第では全ての地域企業に従来同様に業務が発注されるわけではなくなる可能性があるので、その点にご留意いただきたい</li><li>・SPC・JV等の代表企業及び構成企業以外の地元企業が、協力企業（SPC又はJVからの再委託企業）として参画できるよう検討願う</li></ul>

# No.4

## 参入体制等に関する質問

### 【質問4-2】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合に、ウォーターPPPへの参入にあたって、懸念される事項や不安な点、条件などがありましたらご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・参画するにあたり、SM計画・対象施設の詳細な情報・対象施設の過去の工事内容等の情報の有無や、どこまで詳細に開示して頂けるかがポイントと考える。またPSCの開示についても要望させていただく。また統括マネジメント業務についても適切な予算計上をしていただきたいと考える。今回、管路を対象事業に含む場合には、更新工事の対象路線が不明な状態で、事業計画立案および提案を行うことになるため、提案後に工事内容が変更になる可能性があることが懸念点と考えられる</li><li>・設備台帳・管路台帳等の施設状況が分かる資料の公表をお願いする</li></ul>
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・SPC、JV等で参入した場合に、担当業務外の範囲における損害賠償については大きなりスクとなる。各事業者間での損害賠償の制限条項を定めることをご検討お願いする</li><li>・官民の契約において、損害賠償の上限および範囲の設定を希望する</li><li>・リスク分担が不公平となる（官↔民、コンソーシアム内）</li><li>・人件費、光熱水費等を含む物価変動への対応として、各費目に適した指標や精算にかかる計算式等のスライド条項を設定していただきたいと考えます。また、10年の長期事業となるため、各指標については市場状況に応じて合理性がある場合は、協議により変更できる要項も取り入れていただきたい</li><li>・WPPPはPFI法に準拠した考え方であるものの、レベル3.5については包括的民間委託に近い事業となるため、不可抗力事象におけるリスク分担は事業者に負担がないよう、ご配慮をお願いする（1%条項含む）</li><li>・老朽化が著しく工事や更新が未完了な施設の運営、コスト等のリスク</li></ul>

# No.5

## 自由意見（要望）

### 【質問5-1】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合の事業全般に対して、ご要望や配慮を望む事項があれば、理由とあわせてご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
参入企業	<ul style="list-style-type: none"><li>・地元企業への配慮</li><li>・効率的な運用など、企業による工夫の幅を広げるためにも、発注ロッドは大規模であるほうが望ましい</li><li>・民間企業の技術提案を最大限に生かすため、落札者決定における技術点の評価比率は8割以上を希望する</li><li>・万が一、コンソーシアム内の構成員が参加できない事態が発生した場合であっても、一定条件をクリアすることで代替え企業の参画を認めることができることを希望する</li></ul>
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・WPPPを導入する場合でも、緊急性の低い下水道改築・改修等の工事は、なるべく事業内容に含まず、建設工事として、多くの地元企業に発注するようにして欲しい</li><li>・導入当初は一つの処理区に限定しその課題や効果を見極めたうえで他処理区に導入した方が官民連携の効果をより發揮できると考える</li></ul>

# No.5

## 自由意見（要望）

### 【質問5-1】

静岡市が公共下水道事業にウォーターPPPを導入する場合の事業全般に対して、ご要望や配慮を望む事項があれば、理由とあわせてご記入ください

### 回答内容（一部抜粋）

回答内容の性質による分類	内容
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・物価変動対応策の明記等</li><li>・間接損害、逸失利益、受注者の責によらない自然災害等は民間側の負担の対象外としていただきたい</li><li>・本業務は10年間の契約期間となるため、単年度及び複数年度で、契約変更や見直しできる条件</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案前の技術対話の機会を設けてもらいたい</li><li>・今後、ウォーターPPP実施に向け、静岡市様が求める事項／意向等を伺う個別サウンディング等を是非実施頂きたいと思いますので、ご検討願う</li><li>・弊社をはじめ地元企業はまだまだウォーターPPP事業についての知見が不足しているので、本事業についても、引き続き説明会などの機会を継続して設けていただきたい</li><li>・早期の仕様提示。市内業者との名刺交換会の実施</li><li>・プロフィットシェア比率については、官：民 = 5：5だけではなく、0：10までの間で柔軟に設定できるスキームを検討していただきたい</li></ul>

# No.6

## 自由意見（全般）

### 【質問6-1】

公共下水道事業における  
ウォーターPPP全般について、  
ご意見がありましたらご記入  
ください

### 回答内容（No.5までの回答と重複のないものを中心に一部抜粋）

- ・管路にかかる計画までは管理会社にて行うのは望ましいと思いますが、予備詳細レベルの委託は行政から直接委託していただきたい
- ・対象エリアと、業務範囲の明確化を早期に実施していただきたい
- ・新たな省人化技術を期間途中で導入する際、配置人員などの提案事項変更や要求水準の変更が可能な契約条件であることを希望する
- ・各自治体が一斉に取り組むことにより、業者や人材や不足する懸念がある
- ・ウォーターPPPだけに限った話ではなく、官民連携事業については、発注者である地方公共団体と受注者である民間企業が双方メリットがないと事業継続には結びつかないと考える。そのため、継続的に双方の意見交換ができるような場をご提供いただきたい
- ・性能発注における要求水準とモニタリングの在り方について  
性能発注において、要求すべき業務水準とは何か。現状では定性的表現が多く、PI・KPIの記載が少なく、文章による定性的記載が多く、ページ数も多い傾向にあります。本来の要求水準として必要なものは定量的なPI・KPIであるべきと考える。モニタリングは、要求水準をベースに行われていることから、要求業務水準が曖昧なためモニタリングの事務量も増加傾向にある。ウォーターPPPの今後の進捗を考えれば、性能発注における要求水準とモニタリングの在り方について、再度検討することが必要と考えるので、ご検討いただきたい